

亀山エールチケット Q & A

令和3年11月15日版

I 購入について

Q 1 チケットはどこで購入できますか？

A 1 チケットは、取扱店舗で購入できます。

チケット取扱店舗については、11月30日（火）までに申請があった店舗（事業所）一覧については、「広報かめやま」12月16日号の折込チラシをご覧ください。それ以降に申請があった店舗（事業所）は、亀山商工会議所ホームページに随時掲載します。

なお、本チケットは、購入した店舗でしか使用できませんのでご注意ください（Q7参照）。

Q 2 購入引換券は必要ですか？

A 2 今回のエールチケットは、購入の際に引換券を必要としません。エールチケットを取り扱っている店舗で直接お買い求めください。

Q 3 購入期間はいつからいつまでですか？

A 3 令和3年12月15日（水）から令和4年3月15日（火）までです。

Q 4 1人あたりの購入限度はありますか？

A 4 1人あたりの購入限度は、各取扱店舗で決めています。購入される店舗でご確認ください。

Q 5 商品券購入の際に、領収書は発行されますか？

A 5 領収書の発行はしません。

Q 6 チケットの購入方法は、現金のみですか？

A 6 各取扱店舗に直接ご確認ください。

Ⅱ エールチケットについて

Q7 どの店舗でも使用できますか？

A7 本チケットは、購入した店舗でしか使用できません。チケットの裏表紙に購入した店舗の店名が記載してありますので、記載されている店舗でご利用ください。

また、チケット取扱店舗については、11月30日（火）までに申請があった店舗（事業所）一覧については、「広報かめやま」12月16日号の折込チラシをご覧ください。それ以降に申請があった店舗（事業所）は、亀山商工会議所ホームページに随時掲載します。

また、ポスターやポップなどで、取扱店舗であることが分かるようにします。

Q8 どのような商品、サービスにも使用できますか？

A8 本チケットは、以下の商品・サービスには使用できません。

- ア. 不動産や金融商品
- イ. 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- エ. 国税、地方税や使用料などの公租公課（国通知による）

Q9 切り離したチケットは使用できますか？

A9 チケット1枚1枚に店名を記載していませんので、切り離すと無効になり、使用できなくなります。チケットは取扱事業者が切り取りますので、ご自身では絶対に切り取らないでください。

Q10 おつりは出ますか？

A10 おつりは出ません。

900円の商品を買う場合、商品券2枚（1,000円）は使用できません。1枚（500円）の使用と現金400円をご用意するなどご対応ください。

Q11 使いきれなかった場合、払い戻しはできますか？

A11 できません。使用期限内にお使いください。

Q12 汚損したチケットは交換または利用できますか？

A12 チケットは、返品、交換ができません。また、汚損により、偽造防止が確認できない場合は使用不可となります。

Q13 チケットを無くした場合、再発行はできますか？

A13 できません。

Q14 使用期限はいつまでですか？

A14 令和3年12月15日（水）から令和4年3月31日（木）までです。使用期限を経過したものは使用できませんので、ご注意ください。

Ⅲ その他

Q15 「広報かめやま」に掲載しましたか？

A15 広報かめやま12月1日号に掲載しています。また、12月16日号と一緒に取扱店舗一覧を掲載したチラシを配布しています。

なお、11月15日（月）からホームページにも掲載しています。